

有効期間満了日 令和13年3月31日  
熊生環第95号  
令和7年2月7日

事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の2第4項第1号ロに規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲等を必要とする者」（以下「事業被害防止要件」という。）に該当する者としてライフル銃の所持許可の申請があった場合における対応については、「事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可について（通達）」（令和3年1月8日付け熊生環第9号）及び「被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応について（通達）」（令和3年1月8日付け熊生環第10号）のとおり実施しているところである。

令和6年6月14日に公布された銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和6年法律第48号）により、ライフル銃の定義が変更され、銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの5分の1以上であり、かつ、半分を超えないもの（以下「特定ライフル銃」という。）が新たにライフル銃に含まれることとなったところ、事業被害防止要件に該当する者として、特定ライフル銃を含むライフル銃の所持許可の申請があった場合には、引き続き両通達に基づいた取扱いを実施することとともに、これに加えて、特定ライフル銃の所持許可に当たっては、別添警察庁通達「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について（通達）」（令和6年11月29日付け警察庁丁保発第147号）のとおり特例的な運用を認めることとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

また、同警察庁通達別紙第2の4(3)における「事業被害防止の必要性に関する通知」を発出する基準等については、別添警察庁事務連絡「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について」の発出について（令和6年11月29日付け）のとおりであるので、執務の参考とされたい。

※ 警察庁通達「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。